

この度は、「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 出る順 過去問題集 Z 超」をご購入いただき、誠に有難うございます。試験問題作成に関する手引き(令和6年4月一部改訂)の内容等を反映し、以下のとおり改訂させていただきます。

また、訂正についても記載いたします。再発防止に努めてまいります。

「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 出る順 過去問題集 Z 超」 改訂・訂正 一覧

令和6年8月9日更新

◇ 手引き改定に伴う改訂一覧

【記載方法】改訂削除箇所：赤字訂正線(⊖⊖⊖⊖)

改訂後追記箇所：青字(●●●●)

◆「薬事・食品衛生審議会」を「薬事審議会」に更新

原文	薬事 ・食品衛生 審議会
改訂後	薬事審議会

[改訂該当箇所]

●4章

- ・P294:問題6 dの問題文 → 解答に変更なし
- ・P336:問題47 3の問題文 → 解答に変更なし
- ・P337:問題47 3の解説
- ・P339:問題50 ウの解説4行目
- ・P342:問題54 1の問題文 → 解答に変更なし
- ・P344:問題56 aの問題文 → 解答に変更なし
- ・P354:問題66 cの問題文 → 解答に変更なし
- ・P364:問題75 dの問題文 → 解答に変更なし
- ・P380:問題91 bの問題文 → 解答に変更なし

●5章

- ・P442:問題55 問題文含め上から9行目 → 解答に変更なし
- ・P443:問題55 解説上から5行目
- ・P454:問題67 bの問題文 → 解答に変更なし
- ・P455:問題67 bの解説上から3行目
- ・P462:問題75 問題文含め上から7~8行目
- ・P463:問題75 解説 上から4行目

◇ 訂正一覧

●3章

・P167:問題19のウの解説

原文	<p>ウ 誤 白虎加人参湯は、体力中等度以上で、熱感と口渇が強いものの喉の渇き、ほてり、湿疹・皮膚炎、皮膚のかゆみに適すとされるが、体の虚弱な人（体力の衰えている人、体の弱い人）、胃腸虚弱で冷え症の人では、食欲不振、胃部不快感等の副作用が現れやすい等、不向きとされる。<u>設問は、<u>駆風解毒散及び駆風解毒湯</u>の記述である。</u></p>
訂正後	<p>上記ウの解説の下線部を下記の通り訂正</p> <p>設問は、桔梗湯の記述である。</p>

●5章

・P396:問題 10

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">原文</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> 出る順 第 10 位 </div> <p>□□□ 問題 10</p> <p>一般用医薬品の添付文書における使用上の注意の記載に関する以下の記述のうち、誤っているものはどれか。</p> <p>a ピレンゼピン塩酸塩水和物が配合された胃腸薬は、目のかすみ、異常なまぶしさを生じることがあるため、「服用後、乗物又は機械類の運転操作をしないこと」とされている。</p> <p>b パパベリン塩酸塩は、眼圧が上昇し、緑内障を悪化させるおそれがあるため、「緑内障の診断を受けた人」は「相談すること」とされている。</p> <p>c インドメタシンが配合された外用鎮痛消炎薬は、一定期間又は一定回数使用しても症状の改善がみられない場合、ほかに原因がある可能性があるため、「長期連用しないこと」とされている。</p> <p>d ポビドンヨードが配合された含嗽薬は、ヨウ素の体内摂取が増える可能性があり、疾患の治療に影響を及ぼすおそれがあるため、「肝臓病の診断を受けた人」は「相談すること」とされている。</p> <p style="text-align: center;">【2023年 北海道・東北（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）】</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">訂正後</p>	<p>各記述冒頭の abcd を 1234 へ訂正</p> <p>a → 1</p> <p>b → 2</p> <p>c → 3</p> <p>d → 4</p>

・P397:問題 10 の解説

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">原文</p>	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 解説 </div> <p>a 正 問題文の通り。</p> <p>b 正 問題文の通り。</p> <p>c 正 問題文の通り。</p> <p>d 誤 ポビドンヨードが配合された含嗽薬は、ヨウ素の体内摂取が増える可能性があり、疾患の治療に影響を及ぼすおそれがあるため、「[甲状腺疾患の診断を受けた人]」は「相談すること」とされている。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">訂正後</p>	<p>各解説冒頭の abcd を 1234 へ訂正</p> <p>a → 1</p> <p>b → 2</p> <p>c → 3</p> <p>d → 4</p>